

平成28年9月18日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 共有関係について
- 未払給与の立替制度について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.30



エバー総合法律事務所

共有関係について

土地や建物を所有するときに単独で所有することが多いとは思いますが、2人や3人など複数で所有する場合があります。それを「共有」と言います。共有は、親子や夫婦で不動産を購入して共有する場合がありますし、法律上、共有と定められている場合もあります。例えば、遺産分割が決まるまでの間の遺産や、婚姻中に得た財産でどちらかの所有かはっきりしない財産は共有と推定されます。

共有の場合には、それぞれの所有する割合を「持分」といい、どのくらいの割合を持つかが不動産登記に記載され、共有者には持分に従った「持分権」という権利が認められています。共有物そのものを管理したり処分する場合には、その持分に従い共有者の協力が必要となります。例えば、共有物を「処分」したり「変更」する場合は共有者全員の承諾が必要です。「変更」とは物理的に変化を伴うことで、例えば、共有山林の伐採や不動産の現況を変えてしまうことなどがあります。

処分や変更に至らない「管理」であれば、持分の割合に従い過半数の持分権者で決めることができます。ここにいう「管理」とは共有物の利用・改良を行うこととされ、「利用」とはその物の性質を変更せずに収益をあげること、「改良」とは交換価値をあげることです。共有物の賃貸借契約の解除は「管理」にあたりとされています。各共有者は持分に応じて全部を使用できますが、実際の利用方法については過半数の持分権者で決める必要があります。

「処分」「変更」「管理」にあらず、現状維持することを「保存行為」といいますが、これは単独で行

うことができます。例えば、共有地を無断で占有している不法占有者に対して妨害を排除したり、明渡を求めることは「保存行為」として可能です。また、修繕したり、腐敗しやすいものの売却なども保存行為として認められることがあります。

共有者は、持分に応じて管理費用を負担する必要があります。

共有者の一人が持分を放棄したり、死亡して相続人がいない場合には、その持分は他の共有者に帰属することになります。

以上のように、共有の場合には単独所有と比べて他の共有者との関係を考える必要がありますが、共有関係をやめるためには共有物を分割する手続があります。分割しない契約も可能ですが、そのような契約がなければいつでも分割請求することができ、話し合いによる分割が難しい場合には裁判で分割することになります。この場合、原則として現物分割になりますが、現物分割が適当ではない場合には、一部の共有者に単独の所有権を取得させ、他の共有者には持分の価格を賠償させる方法もあります（代償分割）。またそれでも不適當な場合には競売によって売却し売却代金を分配することになります（換価分割）。

共有持分については、分割せずに持分自体を譲渡することも可能です。ただ、第三者が共有者として現れると、共有物の管理や処分に支障を生じることがあるので、親しい間柄で共有している場合などは他の共有者に了解を得ておいた方がよいでしょう。

無料相談会のご案内

平成28年9月21日(水)、9月27日(火)、10月5日(水)、10月13日(木)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

未払給与の立替制度について

事業者の方にとっては従業員の方への給料等の支払については、常日頃最優先でお考えになられていることと思います。しかし、事業がうまくゆかず、残念ながら破産等事業の整理をせざるを得ない事態になり、従業員の方々へお支払ができない場合があります。この際に夜逃げをしてすべての責任を放棄される方がいますが、これでは無責任と言わざるを得ません。従業員の方のためには、公的な未払賃金の立替制度がありますので、今回はこの制度を紹介します。

この制度は、労働者健康安全機構（平成28年4月から）や労働基準監督署で紹介をしておりますが、①1年以上事業活動を行っていたこと、②倒産したこと（破産、特別清算、民事再生、会社更生という法律上の倒産と事実上の倒産）、③倒産について裁判所への申立又は労働基準監督署への認定申請が行われた日の6カ月前の日から2年の間に退職した者であること、が必要です。

立替払の対象となる未払賃金は、退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち、未払となっているもの（以下「未払賃金」といいます）で、ボーナスと、未払賃金の総額が2万円未満の場合は対象外です。

退職手当については労働協約、就業規則等で具体的に明らかにされているときに対象となりますので、そのような定めがあるかどうかを確認する必要があります。

法律上の倒産の場合には、破産管財人等に倒産の

事実や未払額について証明してもらうことが必要です。

事実上の倒産とは、企業が倒産して事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態とされていますが、労働基準監督署長の認定が必要とされています。

立替払額は、未払賃金の8割で、退職時の年齢に応じて上限が設けられています。

立替払した金額については、労働者健康安全機構が、破産等の法律上の倒産の場合には、その手続の中で回収を行います。事実上の倒産の場合には、雇用主に対して法的に請求を行うこととなります。

この制度は労働者災害補償保険（労災保険）とは直接関係ありませんので、保険料を納めていなくても立替払を受けることは可能です。また、外国人、パートタイマー、アルバイトで働いていた方でも対象となります。

この制度の適用となる企業は、労災保険の適用事業として1年以上にわたって事業活動を行ってきた企業（ただし、労災保険への未加入や保険料未払でも可能なことは前記のとおり。）であれば可能です。御社が例えば建設業の元請で、下請負人である事業主が倒産した場合でも、この制度では、個々の事業について労災保険の適用事業であるかどうかを判断するので、下請負人も対象となります。下請負人の従業員への賃金未払についてはこの制度による救済も検討の余地があります。

企業整理についてご不明な点があればご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

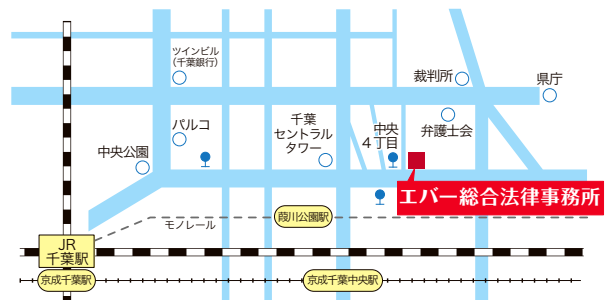
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。